

令和5年3月23日

於 教育委員会室

令和5年3月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

令和5年3月大和市教育委員会定例会

○令和5年3月23日（木曜日）

○出席委員（4名）

2番 委	員	森 園 廣 子
3番 委	員	前 田 良 行
4番 委	員	及 川 紀 子
5番 教 育	長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	前 田 剛 司	教 育 総 務 課 長	斉 藤 信 行
学 校 教 育 課 長	北 島 知 成	指 導 室 長	高 井 文 子
教 育 研 究 所 長	小 林 美 紀		

○書 記

教 育 総 務 課 政 策 調 整 係 長	染 谷 広 幸	教 育 総 務 課 政 策 調 整 係 主 査	小 高 功
-----------------------------	---------	-------------------------------	-------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 教育長の報告
- 5 議 事

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | （議案第 4号） | 大和市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則について |
| 日程第 2 | （議案第 5号） | 大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について |
| 日程第 3 | （議案第 6号） | 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則及び大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 4 | （議案第 7号） | 大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について |
| 日程第 5 | （議案第 8号） | 大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 6 | （議案第 9号） | 大和市教育支援委員会の設置に伴う関係規則の整理に関する規則について |

- 日程第 7 (議案第 10 号) 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則及び大和市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 8 (議案第 11 号) 大和市立学校教職員安全衛生管理規程について
- 日程第 9 (議案第 12 号) 大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第 10 (報告第 1 号) 令和 4 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

6 そ の 他
7 閉 会

開会 午前10時00分

○柿本
教育長

ただいまから教育委員会3月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までとします。

今回の署名委員は、2番、森園委員、3番、前田委員にお願いいたします。

続きまして、教育長からの報告をさせていただきます。

お手元のメモをご覧ください。

初めに、前月定例会以降の動きについてご報告いたします。

2月11日には、大和市スポーツ人の集いがシリウスメインホールで開催されました。今年度は大和市体育協会創立70周年に当たり、記念式典としてここまで体育協会を支えられた多くの皆様が表彰されました。今後の大和市におけますスポーツの発展にますます期待してまいりたいと思います。

2月15日には、大和市学校保健会講演会が行われ、前愛育こどもクリニック医院長の門井伸暁先生にご講演いただきました。

3月8日には、大和シルフィード2023シーズン新体制発表会に参加させていただきました。

3月15日には、桜丘小学校で環境緑化モデル事業の完成式典が行われ、参加させていただきました。これは、かながわトラストみどり財団の助成を受け、学校花壇の充実による児童の情操教育や地域との触れ合いを目的とした取組です。美しく完成した花壇に子供たちも喜びの表情でした。

メモには書いてございませんが、卒業式につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、小中学校ともに来賓を制限して開催したことから、今年度も教育委員会からの参加はございませんでしたが、中学校は3月8日に、小学校は3月20日に全校で無事執り行われました。

3月20日には、臨時小中校長会を開催し、令和5年度人事発表をいたしました。

3月21日には、創立50周年母親クラブ大会がシリウスで開催されました。50年という長きにわたって、大和市の母親と子供たちを支えてきてくださいました。心から敬意を表し、感謝をお伝えしたいと思います。ありがとうございます。これからの会としてのご発展をお祈りしたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染防止対応報告でございます。

新型コロナウイルス感染者数は減少しており、インフルエンザ感染につきましても減少しつつあります。昨日も、コロナに関しては0人というふうな報告をいただいております。3月13日より全国的にはマスクの着用が緩和されましたが、文部科学省からは、学校における新型コロナウイルス感染防止に関しては、現在の対策を3月いっぱい継続し、4月より緩和する方向が示されております。

卒業式につきましては、密集の場面や合唱のとき以外ではマスクの仕様は個人判断として執り行いました。

感染対策の解除に向かってはおりますが、各学校では状況を慎重に見極めながら判断することが求められます。

前月定例会以降の感染者は、3月20日時点で児童生徒83人、教職員6人で、ここまでの合計は児童生徒5,971人、教職員425人となりました。

次に令和5年度第1回大和市議会定例会のご報告です。

本会議は、初日が2月15日、最終日が3月14日でした。

文教市民経済常任委員会は2月20日に、厚生常任委員会は2月21日に開催されました。

一般質問は、3月7日から9日までの3日間で行われました。

一般質問の主な内容は次のとおりです。12人の議員からご質問をいただきました。

河端議員からは、ヤマトン健康ポイントに関する子ども見守り活動協議会の意向についてのご質問がございました。

大和市子ども見守り隊は、小学校に通学する児童の登下校時に起こり得る犯罪や交通事故等の防止のために見守り活動を行っております。見守り活動をヤマトン健康ポイント対象事業に加えることにつきましては、コロナ感染対策の観点から、協議会自体を開催することが困難であったため、現時点で意向確認が取れておりません。教育委員会といたしましては、令和5年度の最初の協議会にて意向を確認してまいりたいと考えていることをお答えいたしました。

小倉議員からは、学校給食について、食育に対する考え方と給食費の無償化のご質問でした。

食育は、生涯にわたって健やかに生活するための基本となるものと考えており、具体的にはできるだけ化学調味料を使わずに、手づくり給食を心がけるとともに、季節の食品や地場農産物を積極的に活用しております。給食費無償化につきましては、学校給食法では、給食に必要な経費のうち食材の購入に要する経費については保護者が負担するものとさ

れておりますが、社会の状況等に鑑み、適正に判断していきたいと考えております。

また、物価高騰が続く中、保護者等への負担増とならないよう、令和4年10月から物価高騰相当分の補助を行っているところであり、令和5年度におきましても、当面の対策として令和5年4月から9月までの間について補助を行う予定となっております。

赤嶺議員からは、特別支援学級に関してのご質問をいただきました。

教員の定数につきましては、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び神奈川県の高準等により定められており、配置につきましては教員の意欲と専門性、円滑な世代交代等を勘案し、適正な配置に努めております。

教育委員会は、訪問等を通じて各学校の状況を把握し、巡回相談チームや専門的な関係機関と連携の上、指導助言を行っております。また、特別支援学級の児童生徒が自立や社会参加に向け成長できるよう、各学校が作成した個別の指導計画を基に、引き続き一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた学びを提供してまいります。

金原議員からは、ICT支援員の現状と課題についてのご質問でした。

令和5年度には、全国学力・学習状況調査において一部の教科が1人1台端末を用いたオンライン形式での実施が予定されております。授業へのデジタル教科書の導入準備が進められるなど、教育の根幹的な部分においても加速度的に情報化が進展し、その対応が一層求められていくことになるかと予測しております。具体的には、課題について情報を主体的に捉えながら、何が重要かを判断し、見いだした情報を活用しながら、他者と協働し新たな価値を創造していく学びがますます重要になってまいります。

教育委員会といたしましては、デジタル技術を活用したカリキュラム、学習の在り方の革新など時代の変化に応じて生じる様々な学校現場のニーズを的確に捉え、1人1台端末やネットワーク等の環境整備はもとより、ICT支援員による恒常的支援の充実等も視野に入れ、加速する教育の情報化に対応しながら、新しい時代を生きる子供たちに必要な情報活用能力を育成するとともに、誰一人取り残すことのない学びの実現に向けた取組を推進してまいります。

佐藤議員からは、不登校特例校に関してのご質問でした。

大和市は、県内の公立校では初の不登校特例校である大和市立引地台中学校分教室を令和4年4月に開室いたしました。引地台中学校分教室

では、学校に登校するという結果のみを目標とせず、社会的自立を目指し、生徒の実態に合わせた柔軟な学習計画と丁寧な教育相談等、それぞれの生徒に合った支援や学習の提供をしてまいりました。

学習につきましては、一斉授業、個別での学習、オンラインでの学習などを生徒が自分に合った方法を選択して進めております。また、特別の教育課程として新設した教養科では、生徒それぞれの興味関心からスタートし、体験活動や探究活動を通して生徒一人ひとりの学びの場を確立しております。開室から間もない中でも生徒の確実な変容が見られ、保護者からも安心や喜びの声をいただいております、大きな成果を上げていると捉えております。

堀口議員からは、給食時の状況のご質問でした。

現在の給食時の状況につきましては、換気や手洗いなど基本的な感染防止対策を行った上で、座席の向きの配慮や大声での会話を控えるなどの対応を取っております。また、過去3年間の残食率につきましては、令和5年度が8.3%、令和2年度が8.5%、令和3年度が7.7%と推移しております。食べ残しを減らすための取組として、味つけや調理方法などを工夫して、子供の嗜好に配慮した給食の提供を心がけているとともに、献立や食材に興味を持ってもらえるよう、季節の食品の使用や行事食の提供を積極的に行っておりますとお答えいたしました。

鳥淵議員からは、ディスレクシアに関してのご質問でした。

ディスレクシアとは、文字の読み書きに限定した学習障害のことです。通常の学級において、ディスレクシアを含む支援を必要とする様々な児童生徒が在籍していることについて認識しており、本人が抱える困難を早期に発見し対応できるよう、学校は教育相談員や巡回相談チームとカンファレンス等を行い、保護者や専門機関とつながることで適切な支援体制を構築しております。

小中学校では、1人1台端末等のICT機器を活用した読み上げ機能やUDフォントを用いるなど、児童生徒一人一人の状況に応じた対応をするとともに、お互いを認め合える学級づくりに取り組んでおりますとお答えいたしました。

石田議員からは、コロナ対策に関してのご質問でした。

卒業式につきましては、国や県の通知に沿って、児童生徒へはマスクの着用を求めず、各学校の実情を踏まえながら適切に実施するように、各学校へ周知しております。卒業式以外の教育活動におきましても、マスクの着用の有無で差別や偏見が生じないように、適切に対応していくことが必要であると認識しております。

これまでの学校における感染対策につきましては、一定の効果があつたものと認識しており、今後も感染症対策に関わる国や県からの情報等に留意しながら、学校教育全体を通じて、児童生徒が自ら考え主体的に行動できるよう努めていくことをお答えしました。

山崎議員からは、男女平等を推進する学校教育についてのご質問でした。

学校では、お互いの個性を認め合い、共に学べる環境づくりを推進しており、男女平等につきましては、個々の希望により制服を選択できるほか、児童生徒名簿を男女混合名簿とするなど、積極的に取り組んでおります。また、中学校の技術家庭科は、以前より男女同一の扱いとなっているほか、保健体育科でも現行の学習指導要領は原則として男女共修としており、男女共同参画の視点に立ち、学習を進めております。

教育委員会といたしましては、男女平等を含めた教職員の人権意識を向上させることは重要だと考えており、研修や情報提供を通して教職員のさらなる資質向上に努めてまいりますとお答えいたしました。

国兼議員からは、体験学習とプールのヤゴ救出に関わってのご質問でした。

現在、小中学校におきましては、コロナ感染対策を講じながらゲストティーチャーによる出前授業や、オンラインを活用した職場体験など、可能な限り柔軟に対応しているところでございます。

プールのヤゴに関しましても、救出し飼育することは、身の回りの生物と環境との関わりについて学んだり、自然のすばらしさや不思議さを感じ取れることから、国も進めている教科横断的な学習につながる教材であると捉えております。トンボの状況調査につきましては、実施を希望する学校に水辺環境に精通した方を紹介できるよう、引き続き学校支援ボランティア人材バンクの情報提供に努めてまいりますとお答えいたしました。

大波議員からは、環境教育に関してのご質問でした。

学校では、理科や社会などの各教科や総合的な学習の時間を通して、身近な自然環境の保全や資源の有限性などについて、正しい知識の習得を図っております。また、児童生徒が大和市環境ノートを活用して、CO₂の削減や節電について家庭で保護者と共に取り組んでいるほか、ごみ処理やリサイクルについて学ぶために大和市環境管理センターを見学するなど、体験的な学習を通して環境問題に主体的に取り組む態度を育てております。

教育委員会といたしましては、マイクロプラスチックの問題や再生可

能エネルギーの活用などについて情報提供を行うとともに、授業に関する相談活動や研修などにより、学校を支援してまいります。

野内議員からは、通学路についてのご質問でした。

今年度、学校を通してご提出いただいた改善要望の件数は157件で、主な内容といたしましては、薄くなった横断歩道や停止線等の補修、信号機や横断歩道の新設等で行いました。いただいた改善要望につきましては、教育委員会より施設を所管する道路管理者や交通管理者等へ要望書を提出しているところですが、施設の所管が複数にまたがることや、時間を要する場合もあるため、関係機関との連携や情報共有が重要であると認識しております。

今後につきましても、児童生徒が安全安心に登下校できるよう、関係機関や地域の皆様等にご協力いただきながら、通学路の安全対策に努めてまいりますとお答えさせていただきました。

議会報告は以上でございます。

最後に、次月定例会までの日程につきましては、メモをご覧になってご確認いただけたらと思います。

以上で教育長からの報告を終わらせていただきます。

ただいまの報告に関しまして、委員の皆様から質疑等ございましたらお願いいたします。

森園委員、お願いいたします。

○森 園 3月21日、創立50周年記念母親クラブ大会、柿本教育長にご臨席
委 員 いただきまして、大変ありがとうございました。その際に、活動の本質
を的確におっしゃっていただき、感動いたしました。

50年の歩みの中で働く母親が急増し、過去には様々な問題がございました。女性の団体が50年の火を消さぬように活動していくためには、母親同士手をつなぐ、絆をつくるということがとても大きなポイントとなりました。これからもどうぞよろしくご支援のほどお願い申し上げます。

○柿 本 3月21日、創立50周年記念母親クラブ大会、森園委員にご臨席
教育長 いただきまして、大変ありがとうございました。ご苦勞さまでございました。これからも頑張っていただけたらと思
います。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにはないようでしたら、ただいまの報告に対する質疑を終了いたします。

◎議 事

○柿 本 教育長 それでは、議事に入ります。
 日程第 1、議案第 4 号「大和市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則について」と日程第 2、議案第 5 号「大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について」は、関連がございますので一括して審議し、採決いたします。

 細部説明を求めます。齊藤教育総務課長。

○齊 藤 教育総務課長 それでは、議案第 4 号と第 5 号につきましては、国の個人情報保護法の改正にのっとりして制定、改正するものでございますので、一括でご説明させていただきます。

 背景といたしまして、近年情報通信技術が進んできまして、官民の枠を超えたデータの利活用の重要性が高まっている中、データの適正な利用のためのルールの整備が社会的要請となっているところでございます。その一方で、例えば自治体において、給付金の支給の差が生じるといった、行政事務や行政手続のデジタル化の遅れが顕在化しているということでございまして、行政事務、行政手続のデジタル化を進めて行政の効率化を図ることが、重要な国全体の行政課題となっているというのが政府の認識でございます。

 また、そのような状況の中で、全国に地方公共団体でいうと約 1, 800、それ以外の独立行政法人を含めると全部で 2, 000 ほどありますが、地方公共団体等における条例の規定やその運用が異なることに起因する、個人情報保護法制度における 2, 000 個問題、要は個人情報保護の仕組みは各自治体でやっていますので、その個人情報の保護の程度や手続といったようなものが各市町村ばらばらだというのが課題となっております。例えば近年多発しております自然災害、そういったことにおきます行方不明の方の安否確認や、そういったことに対して個人情報の提供の温度差みたいなものがあって緊急的に対応できないと、そういったことが顕在化しているという状況でございます。

 これらの個人情報保護制度における社会的な要請や課題を解決すべく、国のほうで法改正が行われました。従前、国と民間、独立行政法人、地方公共団体で別々に制定をしておりました個人情報保護に関するルールがこの改正法の中に統合されることになりまして、国のほうで一括して管理をするということになりました。

 その法改正自体は令和 3 年 5 月にもう国会で承認されております。地方公共団体としましては、令和 5 年 5 月までに必要な条例の廃止や、ここでご提案させていただいております施行細則の制定をする必要があるという状況でございます。

具体的には、本市を含めました各自治体それぞれの個人情報保護条例を廃止し、国の個人情報保護法が適用になるように条例の廃止や制定や施行細則の制定等をするものでございます。1 ページに提案させていただいております施行細則の制定もその一環ということになります。なお、こちら本市のほうの個人情報保護条例の廃止と個人情報保護法に対応する条例の制定につきましては、既に昨年12月議会で承認されている状況でございます。

この細則につきましては、参考でおつけしております次のページに一式ございますけれども、市全体の大和市個人情報保護法の施行等に関する条例に基づきまして、教育委員会も含めて、教育委員会や選挙管理委員会といったような執行機関ごとに細則を定める必要がございますので、ここに制定を提案させていただくものでございます。

内容に入らせていただきます。

恐れ入ります、また1ページにお戻りください。

こちらの細則の本文の2行目にありますとおり、読み上げさせていただきますと、法律の施行に対し必要な事項については、大和市個人情報保護法の施行等に関する条例及び別に定めるもののほか、大和市個人情報保護法施行細則その他市長が定める規定の例によるとあり、**市長の規則**と同様の内容となるように定めているものでございます。

また、続きまして、その次の議案第5号の大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程につきましては、この細則の制定等によって文言を整理するのみの改正となっております。

いずれも施行の日は令和5年4月1日でございます。

○柿 本
教育長

細部説明が終わりました。

委員の皆様から質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

特にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ほかにないようでしたら、質疑のほうを終結させていただきます。

これより議案第4号及び第5号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第4号及び5号は可決いたしました。

続いて、日程第3、議案第6号「大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則及び大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」と日程第4、議案第7号「大和市教育

委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」は、関連がございますので、一括して審議、採決いたします。

細部説明を求めます。斉藤教育総務課長。

○斉藤
教育総務
課長

それでは、こちらを一括でご説明させていただきます。

こちらにつきましても、国全体の公務員制度設計に係る改正でございます。

経過を申し上げますと、令和3年6月に国と地方の公務員の定年を65歳まで段階的に引き上げる法改正がされたところでございます。それを受けまして、管理職につきましては60歳以降管理職以外の職に降任をさせることとなります。それについて、60歳以上の職としましては、市組織全体としまして副主幹の職を設置して、その職にその職員を充てるということとなったものでございます。

一方で、従来の65歳までの再任用制度は段階的に廃止をされますが、さらに、60歳以降の職員のそれぞれのライフスタイルに合わせて、希望制になりますけれども、65歳定年前であっても、従来と同様の再任用短時間職員として任用できるようにもなっております。それらに関連する教育委員会規則等の改正がこの議案の2つということになります。

まず、議案の第6号でございますが、新旧対照表の2ページをご覧ください。大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則におきまして、事務局と所管機関に副主幹の職を定めるとなっております。

次に、4ページをご覧ください。学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則におきまして、第2条で、従来の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とするものでございます。

その他は文言の整理で改正させていただいております。

こちら議案第6号の施行日ですけれども、令和5年4月1日ですが、段階的に廃止をしていくというのがありますので、必要な経過措置の規定も置かせていただいております。

続きまして、議案第7号、大和市教育委員会事務決裁規程の改正でございます。新旧対照表の3ページをご覧ください。こちら文言の整理の改正もありますけれども、中心となるのは、先ほどの議案第6号と同様に副主幹の職を設置することに伴う改正でございます。

こちらの施行日につきましても、令和5年4月1日でございます。

○柿本
教育長

細部説明は終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。ございませんか。

(「はい」の声あり)

なしということで、質疑のほうを終結いたします。

これより議案第6号及び7号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第6号及び7号は可決いたしました。

続きまして、日程第5、議案第8号「大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。斉藤教育総務課長。

○斉藤 教育総務課長 こちらにつきましても、市で全体の規則の改正に合わせての改正となっております。

情報通信の技術の利用に関する条例規則につきましては、行政、市役所に対する市民の方や団体の方の申請や届出といった手続を、オンラインでもできるように細部を規定しております。しかしながら、現行の規定が、条例と規則に基づくものしか対象になっていない状況のため、例えば要綱や要領で定められている簡易な手続についても適用されるよう、規則改正を行うものでございます。

おめくりをいただきまして、恐れ入ります、3ページと4ページにわたっておりますが、第8条の条文でございます。書きぶりはすこし技術的な面がありますが、この第8条左側の下線で書いてあるような改正案にすることによりまして、要綱や要領に基づく手続についてもオンラインでできるような規定ということでございます。

参考までに、教育委員会における現状をご説明します。例えば、おもしろ科学館やイングリッシュデイなど、各種イベントの参加申込みにつきましては、もう既にオンライン化をし、e-k a n a g a w a という、神奈川県全体のシステムを活用しております。今回の要綱に基づく手続としましては、今後、市長部局と調整を図る必要はございますけれども、例えば教育委員会の後援名義の申込み、こういったものがございまして、オンライン化の流れに合わせて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それ以外の改正は、文言の修正や整理の改正を加えさせていただいております。こちらの施行日は、修正ということですので、公布日となっております。

○柿本 細部説明が終わりました。

教育長 質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
特にご意見ございませんので、質疑のほうを終結いたします。
これより議案第8号について採決いたします。
本件の原案についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、議案第8号は可決いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、本議場内の説明員を必要の都度、入替えいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○柿本 教育長 よろしいですか。再開いたします。

次に、日程第6、議案第9号「大和市教育支援委員会の設置に伴う関係規則の整理に関する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。斉藤教育総務課長。

○斉藤 教育総務課長 本市におきましては、児童生徒や保護者への切れ目のない支援を推進し、特別支援教育に関する専門性の高い機能によりまして、学校とのつながりを大切にする拠点としまして、平成31年4月に大和市特別支援教育センター「アンダンテ」を開設しましたが、現在の学校と国の環境は、その三、四年前と比較しますと、支援を必要とする子供、その保護者の要望は増え続けており、またその教育ニーズの幅はさらに広がっているという状況でございます。

そのことを踏まえまして、就学時の相談や支援のみならず、就学後におきましても一貫した支援を行える体制づくりが必要であるということから、来年度4月から教育委員会の内部組織としまして、特別支援教育センター「アンダンテ」に、教育委員会の職員、公認心理士、校長、特別支援学校の教諭、すくすく子育て課職員や松風園の職員等で構成する教育支援委員会を設置することといたしました。それに関連しましての3つの規則の改正となります。

まず、新旧対照表の3ページをご覧ください。

こちらにつきましては、大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の改正ということで、特別支援教育センターの事務として、この教育支援委員会に関することを加える改正でございます。

続きまして、4ページでございます。

こちらは、大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則でございますが、学校教育法施行令の定めによりまして、児童生

徒のうち障害者の就学について決定するときは、保護者の意見や医学等の専門知識を持つ方の意見を聞くことと法律上なっておりますので、医師を非常勤特別職の大和市教育支援アドバイザーとして設置する改正でございます。支援委員会の就学に関する決定を中心に、その後の支援の在り方も含めて専門家として様々なご意見を伺いたいと考えております。

最後に、5ページに関しましては、特別支援教育センターの業務として、第2条に教育支援委員会に関することを加え、かつその下の第6条に、この教育支援委員会を位置づける、規定する改正となっております。

以上の改正の施行日は、令和5年4月1日でございます。

- 柿本 細部説明が終わりました。
教育長 委員の皆様から質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。
- 森園 この大和市教育支援アドバイザー2名ですけれども、医学的な助言を
委員 いただくということですので、当然この2人はお医者様ということなんですよね。
- 高井 そのとおりでございます。
指導室長
- 森園 であるならば、分かりやすく大和市教育支援アドバイザーではなく
委員 て、そのものずばりをここに書いたほうが分かりやすいのではないかと私は思うんです。ただ、アドバイザーといっても多面からあるので、間口を広げてこのような名称なのかなというのも思うのですが。
- 斉藤 確かに森園委員がおっしゃっていただいたとおり、障害をお持ちです
教育総務 とか支援が必要な、求めている児童生徒の状況といいますか、そういったニーズというのは非常に幅広いもので、一応内部組織として公認心理士とかの専門家も置いてはいるわけですけれども、ただ、医師については、やはり報酬の関係もありまして、アドバイザーの中で位置づけるということになっております。当然医学的な知見からの助言というふうにはなっておりますが、ほかの専門的な見地で見えていただくという可能性も十分ありますので、名称としましては、やはり包含するような職名がよろしいのかなと考えまして、このような名称になっておりますが、現在のところは医師2名を想定しております。
- 前田 教育支援委員会というのは、今まで処遇委員会で行われていたものを
委員 やるということによろしいですね。
それで、今回は医学的な見地から助言を行うということが入ると、保

護者の方も、どちらかというとな普通の先生たちが言うよりも納得しやすいかなと思っています。

ただ、保護者の意向というのを今までどおり十分尊重してほしいなというものが私の願いです。

○柿 本 ご意見ありがとうございました。

教育長 補足をさせていただきますと、従来の処遇委員会は、その名称のとおり、処遇だけを中心とした組織でございますが、今回の教育支援委員会は、教育委員会の中に持ってくることによって、継続的な支援といったような視点を新たに持っております。そうした意味では、処遇委員会がそのまま移行されたということではなくて、処遇委員会の機能を含みつつ、新たな組織体を立ち上げたのご理解いただけたらと思います。

ほかにご意見ないようでしたら、質疑のほうを終結させていただきます。

これより議案第9号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、議案第9号は可決いたしました。

続きまして、日程第7、議案第10号「大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則及び大和市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。斉藤教育総務課長。

○斉 藤 こちらの議案は、教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則と、教育研究所設置条例施行規則に定められております教育研究所の事務分掌です。教育の情報化に関するこの事務分掌につきまして、それぞれ異なった表現になっていますので、今日の国の表現も使いながら、やはりICTの時代ですので、事務としての表現はしっかり位置づけておく必要がございますので、文言の整理を行ったものでございます。

新旧対照表の2ページと3ページでございますが、それぞれ教育研究所の教育委員会としての学校の情報化に関する事業事務の表現を文部科学省の通知等に合わせた今日的な表現で「教育の情報化に関すること」に統一したいものでございます。

2ページをご覧くださいますと、現行も教育の情報化の推進とありますが、教育の情報化は進めていくだけではなくて、情報モラルですとか、情報にどうやって向き合っていくのか、子供たちの教育も含めて、そういったことが必要になるというところで、あえて推進を外させていただいたものでございます。

- 柿 本 細部説明が終わりました。
教育長 質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
- 森 園 細かいようではございますが、2 ページの情報化「の推進」をあえて
委 員 取り除いたというご説明でございますけれども、別に推進でも逆によく
分かるんじゃないですかね。
- 斉 藤 言葉の受け取り方もあるかもしれませんが、情報モラル教育も含め
教育総務 て、情報化自体は、設備面のものもあるし、教育面のものもありますの
課 長 で、情報化に関することしました。情報化を推進という、どうしても
ハード面に目が行きがちかなと。教育委員会としてはもちろんハードは
ナショナルミニマム的なものなので、大前提としてきちっとやっていく
けれども、教育の情報化について、学校教育の一環として、子供たちに
どういうふうに関後向き合ってもらうか。例えばネットを使いたいじめ
や悪口をしないようにという教育面も含めて、この情報化というものを
教育委員会として担当していくという意味で、あえて推進を外したとい
うことです。
- 森 園 およそ理解はできますけれども、こういう改定の場合には、大きな理
委 員 由があると私はいつも思うんですね。だから、逆に情報化の推進で十分
ではないか。今までみたいいろいろなことも全部含まれて推進と捉え
てということで、あえて私は質問させていただきました。
- 柿 本 補足させてもらいますと、文科省の文言に合わせたというのが一番で
教育長 す。文科省が教育の情報化についてはもう大分進んできているとい
うことから、実は文言を変えてきて、もうあまり情報教育という言葉は使わ
なくなっているんですね。これからどんどん進んでいく中で、大和市の
教育のこの部分だけ何か遅れているという印象はよくないだろうとい
うことで、今回全部文科省の文言に揃えさせていただくと、そんなような
背景がございます。
- 森 園 分かりました。要するに、文科省の言葉に代えてというか、それに足
委 員 並みをそろえてということでの改定でございますね。分かりました。
- 柿 本 ほかにないようでしたら、質疑のほうを終結させていただきます。
教育長 これより議案第10号について採決いたします。
本件の原案についてご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしということで、議案第10号は可決いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

○柿 本 再開いたします。
教育長 次に、日程第8、議案第11号「大和市立学校教職員安全衛生管理規程について」を議題といたします。

細部説明を求めます。北島学校教育課長。

○北 島 それでは、日程第8、議案第11号「大和市立学校教職員安全衛生管
学校教育 理規程について」提案させていただきます。

課 長 本規定につきましては、労働安全衛生法に基づき、衛生委員会及び安全衛生推進委員会を設置し、教職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境を形成することなど、労働安全衛生管理体制の整備をするため、制定するものでございます。

それでは、内容につきまして説明をさせていただきますので、1枚おめくりいただきまして、規程をご覧ください。

まず第1条は、制定の趣旨でございます。この規定は、教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、教職員の安全及び衛生について必要な事項を定めるものとしています。

次に、第2条は、教育委員会及び学校長の責務についてです。常に教職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境を形成しなければならないとしております。

第3条は、教職員の責務についてです。教職員は、自己の健康保持増進に努めるとともに、教育委員会及び学校長が実施する安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならないとしております。

第4条は、労働安全衛生法の規定により、常時勤務する教職員が50人以上である学校には衛生管理者を置き、学校長が選任することなど、衛生管理者の設置についてでございます。

第5条は、労働安全衛生法の規定により、常時勤務する教職員が10人以上50人未満である学校には衛生推進者を置き、学校長が選任することなど、衛生推進者の設置についてでございます。

第6条は、産業医の設置について、労働安全衛生法の規定により、該当校に産業医を置く。また法律では労働者と記載されておりますが、教職員の健康管理、学校長や衛生管理者の指導・助言が規定されております。

第7条は、教育委員会による教職員の健康診断の実施について、第8条は、教職員の健康診断の受診義務等について、第9条は、健康診断の結果に対する措置について定めております。

第10条は、衛生委員会の設置について、労働安全衛生法の規定によ

り、教職員の衛生に関する事項を調査、審議させ、該当校の学校長に意見を述べるため、該当校に衛生委員会を置くとしております。

第11条は、その衛生委員会における調査審議事項について、教職員の健康障害の防止、健康の保持増進など第1号から第4号のとおり掲げております。

第12条から第16条までにつきましては、衛生委員会の組織や委員の任期、会議など運営に関することを規定しております。

第17条は、第11条に掲げる教職員の健康障害の防止や健康の保持増進などについて検討し、必要な対策を講じるため、安全衛生推進委員会を置くとしております。

第18条と第19条は、安全衛生推進委員会の組織と会議の運営についてでございます。委員は、教育委員会事務局や小学校、中学校の校長先生、それから教職員で構成しております。

第20条は、衛生委員会及び安全衛生推進委員会の庶務の処理について規定しております。

第21条は、教職員の安全衛生の業務に携わる者の秘密の保持について規定をしております。

第22条は、この訓令に定めるもの以外に必要な事項は、教育長が別に定めるとしております。

最後に附則でございますが、施行日を令和5年4月1日としております。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○柿 本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○森 園
委 員

これも決められたことなので、何をここで言ってもしょうがないと思うのですが、第4条ですか。常時勤務する職員が50人以上である学校とありましたが、健康は50人であろうと30人であろうとみんな同じだと思うんですね。それで、多いから置くとか、少ないから置かなくていいというこの部分に関しては、今後検討をお願いしたいと思います。

○柿 本
教育長

法的には50人以上である学校には管理者を置けとなっており、それ以下の場合、大和市は推進者を置きました。50人以上ですと学校の中で組織をつくらなければいけません。50人以下の学校は、学校の中で組織がないので、大和市の全体的な組織をつくるというのが後半のほうの内容でございます。そうした意味で、どこの学校においても、50人以上、50人以下であっても、大和市としては先生方の健康のほうをし

っかり守っていきたいと、そんなような内容になっているということです。

○森 園 委員　ここで様々な意見を申し上げても、決まりでございませうと言われると、ああそうですか、分かりましたになるので、意見は意見として申し上げました。

○柿 本 教育長　法律上50人以上で組織をつくれということになっていますので、確かにおっしゃるとおりだと思います。

○前 田 委員　質問です。第12条と第18条ですね、メンバーのところなんですけれども、教職員の中から職員組合という言葉が出てくるんですね。職員組合ってあまりなじまないんですけども。

○北 島 学校教育課長　組合という形で私は認識しておったものですから、確かに教職員組合というほうが本当はよろしかったですかね。ただ、法律の中に職員組合という言葉が入っておりましたので、それにさせていただきました。

○柿 本 教育長　法令の中にそういう言葉があったので、そのまま使っているということ。

○前 田 委員　分かります。それは大和の学校の現状からすると、職員組合には、職員の半分もいらっしゃらないんじゃないかと思うんですが、そこから代表を選ぶというのはどうかかと。それは単純に職員の中からのほうが私はいいかないかと思ったんですけども、でもそうやって決まっているんだったら変えられないですもんね。

○柿 本 教育長　よろしいでしょうか。多分、法令的にその労働組合としての役割というか、それが認められている関係から、法令上はそこが労働組合、その人数、組織率とかという問題ではなくて、そこに法令の中に位置づけられているというふうに理解しておりますので、今回はこのような形になっております。

○斉 藤 教育総務課長　補足ですが、衛生委員会を設置する場合は、衛生管理者というのを置くことになっております。この衛生管理者というのが要は国家資格なんです。ですので、合格しないと入れないので、そういったこともあるので、理想といえ、もちろん森園委員のおっしゃるとおりで、今後、これは教育委員会、学校教育課のほうで衛生管理者資格を取らせる受講や、あと資格試験を予算化をして、受験料も含めて必要な教職員が受講して、受験してもらおうというのを進めてまいりますので、その辺やはり人数が少しずつ増えていくと、理想形に近づいてくるのかなと。

衛生管理者自体は国家資格で、幅広い労働安全衛生に関する知識が必要になってきます。資格を取るには一定の勉強が必要でして、国家試験に合格しないと行けません。もともと取得されている方がいらっしゃ

れば良いのですが、まずは、ご担当の先生に、衛生管理者の資格を取得していただくことから始めさせていただきたいと考えております。

○森 園 門戸を広げたらね。

委員

○斉 藤 はい、そういうことでございます。

教育総務

課 長

○及 川 本当に先生たちが多分激務の中で少ない人数の中でやっていると思う
委員 ので、こういう中のものをちょっと文言を変えたりとか、門戸を広げて、つらい思いをする先生が一人でもいなくなったらいいなとは思いますが、よろしくお願ひいたします。

○柿 本 それでは、質疑のほうを終結いたします。

教育長

これより議案第11号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第11号は可決いたしました。

続いて、日程第9、議案第12号「大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。斉藤教育総務課長。

○斉 藤 こちらの要綱の改正につきまして、メインは、5ページの新旧対照表
教育総務 ですね。この表の左側でございます。こちらにつきましては、来年度当
課 長 初予算について、2月定例会でお諮りさせていただきまして、その後の市議会で予算そのものは承認されております。来年度予算としまして、来年度4月から8月を除きます9月までの学校給食費の物価高騰の影響分についての補助金の交付事業と、通学費の補助金交付事業のうち(2)のいわゆる不登校特例校、引地台中学校分教室へ電車またはバスを利用して通学する生徒の定期代等の通学費を補助する事業につきまして追加するものでございます。

なお、給食費の補助事業につきましては、本年度も実施をしております。この要綱にも規定されていましたが、事業については、令和5年3月31日までという時限的な規定でありましたので、ここで再度改正をしたいものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

○柿 本 細部説明が終わりました。

教育長

委員の皆様から質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

質疑のほうを終結させていただきます。

これより議案第12号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第12号は可決いたしました。

続いて、日程第10、報告第1号「令和4年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。斉藤教育総務課長。

○斉藤教育総務課長　こちら、令和4年度の教育委員会表彰被表彰者の決定につきまして、昨年12月の教育委員会定例会、2月定例会におきましても、追加表彰のご承認をいただいたところでございますが、またその後、新たに文化活動におきまして優秀な成績を収めた2名の方を表彰候補者とさせていただきたく、提案させていただくものでございます。

今回の表彰候補者につきましては、以前の追加と同様、教育委員会表彰候補者審査会において、文化スポーツ部長、こども部長、教育部長による決裁により承認をされております。

表彰の根拠ですが、大和市教育委員会表彰規程の第2条。大和市教育委員会表彰規程実施要領の第2条に根拠規定があるものでございます。

教育委員会表彰の候補者一覧(追加)をご覧くださいたく存じます。

1番と2番の方、共通です。それぞれ全国レベルのピアノコンクールにおきまして優秀な成績を収められましたので、実施要領の第2条第1項第2号功績表彰のみに該当いたしまして、文化活動で関東大会水準以上の場で優秀な成績を収めたということで、候補とさせていただいたものでございます。

○柿本教育長　細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等、委員の皆様からございましたらお願いいたします。

○森園委員　すばらしい努力によって、いろいろな環境によって、それを支える人たちが一丸となってこのような成績が残されると私は思うんです。こういう子たちにエールを送るためにも、こういう表彰を差し上げたいと常々思っておりますけれども、このお二人が追加で表彰になった経緯をちょっと教えていただきたいのですが。

○斉藤教育総務課長　こちらの方々については、通っている音楽教室から情報提供があり、実績等の調査をした文化振興課による推薦書の提出を受け、審査会の審議を経て決定したものでございます。

○森園委員　キャッチしきれない情報も多々あると思うんですね。実は、ある方から、全国でこういう賞をもらったのよということを聞いたんですけど

も、そういう人たちにも、こういうような名誉ある賞を差し上げたらとても励みになるんじゃないかなと思ういます。そんな時どこの課にどのようにお伝えすればいいのかなということがありましたので、お知らせを年何回か、広報などで出していただくとうれしいかなと思っておりました。

○柿本 教育長 ご意見として承います。また文化スポーツ部にもそのことを伝えてま
いりたいと思います。

質疑のほうを終結させていただきます。

それでは、報告第1号について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、報告第1号は承認されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

◎その他

○柿本 教育長 それでは、その他に入ります。

まず、令和4年度指導室学校訪問の実施報告について、高井指導室長。

○高井 指導室長 それでは、令和4年度訪問研修の実施報告をさせていただきます。

今年度も2つの研修を実施することができました。

1つ目は、学力向上として令和4年度より導入したスタディサプリの授業動画、学習ドリルを効果的に組み合わせたオンライン学習教材についてでございます。それに伴って先生方がどう使うかという for Teachers の導入、使い方について先生たちに各学校、説明、研修を行いました。子供たちが家庭学習として使っているものにつきまして、宿題を出したり進捗状況を確認したりすることができます。そういった使い方について、先生たちが把握することでよりこのスタディサプリの活用が子供たちの中にも進んでいくということで、今年度全教員を対象に研修をさせていただきました。これが1つ目でございます。

2つ目は、児童生徒指導研修で、内容はいじめの対策についてでございます。いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関しまして、学校での取組について尋ね、こちらから調査をし、具体的な対応の指導・助言を行いました。また、いじめ防止対策推進法という法の観点からもお話

をさせていただきます。

教職員の皆さんからは、いじめについて改めて必要な対応を考えるよい機会となったという感想をいただいております。いじめについては日ごと、年ごと、保護者対応等につきましても教員との情報共有が必要なことから、こちらも有意義な研修となったと捉えております。

来年度も学力向上、児童生徒指導の2本を予定しております。学校現場で起きている課題に対し教職員の皆さんを支援できるような研修内容にしていきたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○柿本 指導室の学校訪問につきましての報告がございましたが、ただいまの教育長 報告に関しまして、委員の皆様から何か質問等ございましたらお願いいたします。今回はスタディサプリと児童生徒指導の研修をしたと。

森園委員、お願いします。

○森園 改めて児童生徒の指導研修の中にいじめ対策を入れてくださって、本当に感謝しております。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。委員

○及川 いじめ対策で、先生がすべてを把握するのもとても大変だと思うんです。だから、小学校の低学年のうちから、子供たちが自ら人に悩みを相談することが壁にならないような生活、何かちょっとあったときに友達に言う、先生に言うという中で、そういう何か悩み事を言うことを習慣づけていただくと、先生に相談しやすい子供が育つのではないかと思ひます。先生が高度な技術を研修したとしても、やはりいじめって子供たちが言わないと気がつけな部分でもあると思うので、そういう部分も一緒に子供たちにも教育していただけたらいいなと思ひます。委員

○高井 積極的な生徒指導というふうなところで、未然防止という説明はさせていただきます。事が起きてから組織的な対応ということも必要なんです。積極的に未然防止に関わっていくということは、今、及川委員からございましたとおり、教育相談や教員のアンテナの張り方といひますか、些細な子供たちの様子を見取り方等も含めまして、子供への関わり方という未然防止について学校の中で取り組んでいただきたいということもお伝えはしておりますので、今後もそういったことで研修をしてまいります。指導室長

○森園 新たに考えるよい機会になったということで、このいじめ問題は私が知っている限り、もう25年ぐらい前から青少年問題協議会のほうで捉えられていて、いろいろな対策を繰り返し繰り返しやっただけなんですけれども、今ここでまた取り上げること、新たに考えるということが、とても大切なのかなと思ひております。委員

○柿 本 教育長 それでは、ただいまの報告のほうは終了させていただきます、次のほうに入らせていただきます。

次に、令和5年度県費負担教職員の研修計画についてでございます。初めに、高井指導室長。

○高 井 指導室長 それでは、1ページ目をご覧ください。

研修、4種類に分けておりまして、左上、研修会・担当者会等というふうにあります、こちらが指導室でやっております研修会や担当者の会議となっております。

続きまして、右側、教育研究とありますが、これは学校に委託をしまして、教育の研究を推進してくださいということで委託している教育研究。そして、下のほうにまいりまして、学校訪問3種類、計画訪問、要請訪問、今ご説明した訪問研修とありますが、こういったことで県費の研修の要素を進めております。

一番真ん中には校内研究・各種の研修という学校ごとにそれぞれ進めていくというふうな4つの体制の中で研修というのは進めているというふうなのがこの図でございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

こちらが、先ほど右上にございました教育研究、学校に委託する研究でございます。それぞれ委託の学校がそこに新しく載っておりますが、令和4年度は3年目を迎えました大和小学校が発表ということで、自ら気づき、考え、表現するやまとっ子の育成ということで、そのテーマを基に児童が主体的に学び、向かう授業づくりの研究の成果を今年度発表していただいております。今後につきましても、教育の質的向上を実現していくために、有意義な研究になるよう学校を支援してまいりたいと思っております。来年度から取り組んでいく学校は、そこに記載のある学校でございます。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

研究・研修に関する予算でございます。

健康増進特別事業補助金は、今年度もコロナ禍ではございましたが、小学校では8校が手話体験学習や車椅子体験などを行いました。この3年間の中で最もこの体験ができた年でございます。また、中学校は全校で車椅子バスケット体験を行っております。

続きまして、7ページをご覧ください。

指導室が学校に訪問する事業についてでございます。訪問研修を含む計画訪問、要請訪問、訪問研修の3種類となっております。それぞれの訪問の目的に沿って適切に学校を訪問し、指導を行っております。

指導室では、今年度も昨年度よりは教職員の集合研修が実施できたということでございまして、特に新採用の先生方を中心に2年目、3年目の先生方は指導主事が個別で授業づくりや児童生徒指導、保護者対応などの相談に乗るなど、授業支援の機会確保に努めてまいりました。コロナ禍ではございますが、来年度もまた様子を見ながら通常どおりに戻していければというふうに思っております。

○柿本 続きまして、小林教育研究所長。
教育長

○小林 続きまして、令和5年度教育研究所主催の研修についてご説明させていただきます。
教育研究

所長 教育研究所では、今日の社会的状況を踏まえ、学び続ける教職員の実現を目指し、教職員の資質・能力の向上や学校の教育力を高める研修講座や研究発表会を年間20回計画しております。基本的には本人の希望による参加で、一部経験年数により必修としている研修講座もございません。

資料9ページから教育委員会主催の研究会等が記載されておりますが、事業名にマル研と表記があるものが教育研究所の研修でございます。

それでは、具体的にご紹介させていただきます。

13ページをご覧ください。

上から4段目、右肩204表記のインクルーシブ教育の講座をご覧ください。インクルーシブな教育と社会へ～誰も置き去りにしない共生社会の在り方を目指して～と題した研修を東京大学教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター長、小国喜弘先生をお招きして開催いたします。インクルーシブな教育や社会とはどのような光景なのか、誰もが置き去りにされず、共に学び、生きていく社会の在り方について、講師の先生から学ぶとともに、参加者で議論し合いながら考える講座を計画しております。

続いて、14ページをご覧ください。

上から2段目の右肩206表記、探究型授業をご覧ください。探究的な学びを支える情報活用能力～演習を通して学ぶ、子どもへの指導方法～と題した研修を、放送大学客員准教授、塩谷京子先生をお招きして開催いたします。変化の激しい社会を生きる子供たちに必要な情報活用能力を育成する指導方法について、演習を通して体験的に学び、指導技術を身につける。授業力向上を目指した講座を計画しております。学校の先生方が技術の発達や新たなニーズなど、学校教育を取り巻く環境の変

化を前向きに受け止め、常に探究心を持って新しい知識・技能を学び続けられるよう、そして学んだことを子供の主体的な学びにつなげていけるよう、今後もよりよい研修の開催に向け、努めてまいります。

以上で教育研究所主催の研修講座について説明を終わります。

○森 園 委員 13ページのインクルーシブ教育、具体的にちょっと教えてください。

○小 林 教育研究 所 長 今、例えば様々な特性のお子さんが学校の中で、子供たちが皆一緒に学んでいけるという教育、社会の在り方というのが非常に大切になってきております。それぞれの子供の個性を認め合いながら、またそれぞれの力を伸ばせるように、共に高め合えるような教育というのはどういうものなのかということをおもなで考えていくような研修講座を計画しております。

○柿 本 教育長 補足ですけれども、この先生、以前も来ていただいたんですが、インクルーシブについては相当はっきりとしたお考えと道筋をイメージしていらっしゃると思いますので、そうしたところから、大和の教職員も結構勉強になるのではないかなと、そんなふうに思っております。

○森 園 委員 手っ取り早く言うと、子供たちのコミュニケーションということですね。

○小 林 教育研究 所 長 様々な子供たちがどのように「共に」というところを学ぶ講座になっています。

○前 田 委員 14ページの下の方ですね、対象が小学校1年経験者とありまして、2年目の先生ということなんでしょうか。上のほうにも中学校1年経験者とあるんですけども。

○小 林 教育研究 所 長 2年目の先生方の研修として、こちらは指定して行っている研修でございます。

○柿 本 教育長 予定されております報告は以上でございますが、ほかに事務局より何かございますか。

特にないようでしたら、4月の会議の日程をお知らせいたします。

4月定例会は、4月27日木曜日、午前10時からを予定しております。

◎閉 会

○柿 本 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

教育長 これにて、教育委員会 3 月定例会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

閉会 午前 11 時 24 分